

小山工業高等専門学校ものづくり教育研究センター規則

制 定 平成15年4月1日
最終改正 令和4年6月15日

(趣旨)

第1条 この規則は、小山工業高等専門学校（以下「本校」という。）運営組織規則第10条第2項の規定に基づき、本校ものづくり教育研究センター（以下「センター」という。）に関し、必要な事項を定める。

(業務)

第2条 センターにおいては、次の各号に掲げる業務を行う。

- 一 センターにおける学生の教育指導に関すること。
- 二 ものづくりに関する技術の研究・開発及び普及に関すること。
- 三 センターを利用した公開講座の実施に関すること。
- 四 センターを利用するに当たっての技術支援に関すること。
- 五 センターの機械・機器類・諸材料の運用及び保守に関すること。
- 六 その他センターが必要と認めること。

(センター長)

第3条 センターにもものづくり教育研究センター長（以下「センター長」という。）を置き、本校専任教員のうちから校長が任命する。

- 2 センター長は前条の業務を掌理する。
- 3 センター長の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(センター職員)

第4条 センター担当の技術職員を技術室に置く。

- 2 技術職員は、センター長の指示を受けて第2条の業務に従事する。

(設備担当者)

第5条 センター設備の安全運用及び保全管理を行うために設備ごとに設備担当者を設置する。

- 2 設備担当者は、技術職員のうちからセンター長が指名する。

(運営委員会)

第6条 センターの運営に関する重要事項を審議するため、小山工業高等専門学校ものづくり教育研究センター運営委員会（以下「委員会」という。）を置く。

- 2 委員会に関し必要な事項は、別に定める。

(事務)

第7条 センターに関する事務は、教育研究技術支援部技術室第1グループが行う。

(雑則)

第8条 センターの利用に関し必要な事項は別に定める。

附 則

- 1 この規則は、平成15年4月1日から施行する。
- 2 小山工業高等専門学校実習工場運営規則（昭和52年6月1日制定）は、廃止する。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和4年6月15日から施行し、令和4年4月1日から適用する。